

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員服務規程

昭和58年3月31日訓令第6号

改正 平成4年4月1日訓令第3号（題名改称）

令和2年10月28日訓令第6号

（目的）

第1条 この訓令は、一般職の職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において所属長とは、事務局長にあつては副管理者を、事務局長以外の職員にあつては事務局長をいう。

（服務）

第3条 職員の服務に関しては、別に定めがあるものを除き、矢巾町職員服務規程（昭和60年矢巾町訓令第7号）の適用（同規程第5条、第6条第3項及び第20条の規定を除く。）を受ける職員の例による。この場合において、これらの規定中「町長」とあるのは「管理者」と、「副町長」とあるのは「副管理者」と、「総務課長」とあるのは「事務局長」と、「町」とあるのは「盛岡・紫波地区環境施設組合」と読み替えるものとする。

（補則）

第4条 この訓令に定めるもののほか、職員の服務について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月28日訓令第6号）

この訓令は、令和2年10月28日から施行する。